

災害時等における無人航空機による災害対応
(撮影、物資輸送)に関する協定書
(案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、無人航空機に関する必要な操縦技術等を有する民間事業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し、徳島県に速やかに伝送することや、孤立地域への物資輸送体制を確保することを目的とする。

(活動の内容)

第2条 活動の内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 孤立地域への医薬品等の物資輸送に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時等において必要があると認める時は、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、活動場所、活動期間、協力申請の理由を指定して文書又は電話等により要請することができるものとする。

(活動に関する協議)

第4条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

なお、甲もしくは乙が必要と認める場合、甲は乙の構成員の現場活動に同行し安全を確保するなど、安全の確保に対して十分に配慮するものとする。

(活動報告)

第6条 乙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を甲に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第7条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

(契約の締結)

第8条 甲は、乙が第3条に基づき活動を実施する場合は、その都度必要な契約を締結するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後、当該活動に要した費用を前条の契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し、乙に対しその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 活動の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、あらかじめ文書により連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに届け出ることとする。

(訓練等への参加)

第 13 条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第 14 条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(協定期間)

第 15 条 この協定の期間は、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 2 か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に 1 年延長するものとし、その後もこの例による。

(その他)

第 16 条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 6 年〇月〇〇日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙